

国立公園事業の決定・変更案件 に関する説明資料

公園事業の決定 1件 【大雪 1件】

変更 7件

【知床2件、支笏洞爺1件、小笠原1件、南アル
プス1件、瀬戸内海1件、雲仙天草1件】



公園計画の決定



規制計画

- 保護規制計画
- ・特別地域
(特保、第1種～第3種)
 - ・海域公園地区
 - ・普通地域

施設計画

- ・利用施設計画
道路、宿舎、園地など
- ・保護施設計画
自然再生施設、
植生復元施設など

■公園事業の決定

施設計画

大まかな位置、整備方針を決定



公園事業の決定

より具体的な位置や路線距離、区域面積、
収容人数などの規模を決定

<決定すべき規模の例>

事業の種類	規模
道路(車道)	路線距離(km)、有効幅員(km)
道路(歩道)	路線距離(km)
園地	区域面積(ha)
宿舎	区域面積(ha)、最大宿泊者数(人/日)
野営場	区域面積(ha)、最大宿泊者数(人/日)

イメージ図(園地の例)



園地事業の計画

3

■公園事業の決定の要件

- (1) 事業の内容が公園計画に適合していること。
- (2) 事業の内容が風致景観の保護上支障のないこと。
- (3) 国立公園事業の執行の見込みがあること。

■公園事業の決定等の流れ

環境省 案



中央環境審議会 諮問・答申



概要の官報告示(決定・変更・廃止)

4

本日の諮問案件一覧

番号	国立公園名	事業名	決定・変更の別	内容
1	知床	羅臼湖線道路(歩道)	変更	歩道の再整備及び一部ルート変更
2	知床	ホロベツ園地	変更	歩道の整備、既存施設の休憩所の把握
3	大雪山	糠平博物展示施設	決定	ビジターセンター新設、環境省直轄事業
4	支笏洞爺	支笏湖動物繁殖施設	変更	再整備、動物繁殖施設として把握
5	小笠原	母島北進線道路(車道)	変更	道路の拡幅
6	南アルプス	北沢宿舎	変更	建て替え、宿舎として把握
7	瀬戸内海	鳴門宿舎	変更	敷地面積の増加(駐車場)
8	雲仙天草	雲仙温泉宿舎	変更	宿舎の整理(新規把握・削除)

5

知床国立公園

1. 羅臼湖線道路(歩道) 変更

羅臼湖と5つの沼・湿原植生



<変更内容>

路線の変更 3km → 3.5km

<事業執行予定者>

環境省、林野庁

<事業内容>

自然植生保全(湿原植生)のための歩道の付け替え整備

6



◆背景

- 北海道執行の既存木道の老朽化による歩道の踏み外し等による湿原植生への影響
- 歩道周辺の土壌浸食・流出により周辺湿原へ土砂堆積

◆対策

- 知床世界遺産地域適正利用・エコツーリズム検討会議羅臼湖部会による検討、専門家による現地調査等
- 湿原域を通過する一部ルート廃止し樹林帯に新規ルートを設置し、既存ルートにおいて必要がある区間については、植生復元及び土砂流出対策を実施。

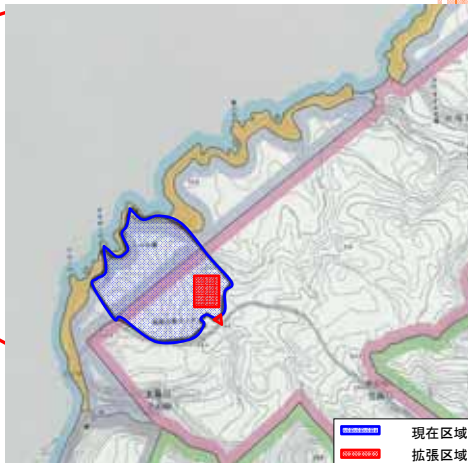


① ↓ ② ↓ ③ ↓



知床国立公園

2. ホロベツ園地 変更



<変更内容>

区域面積の拡張 65.5ha → 71.0ha

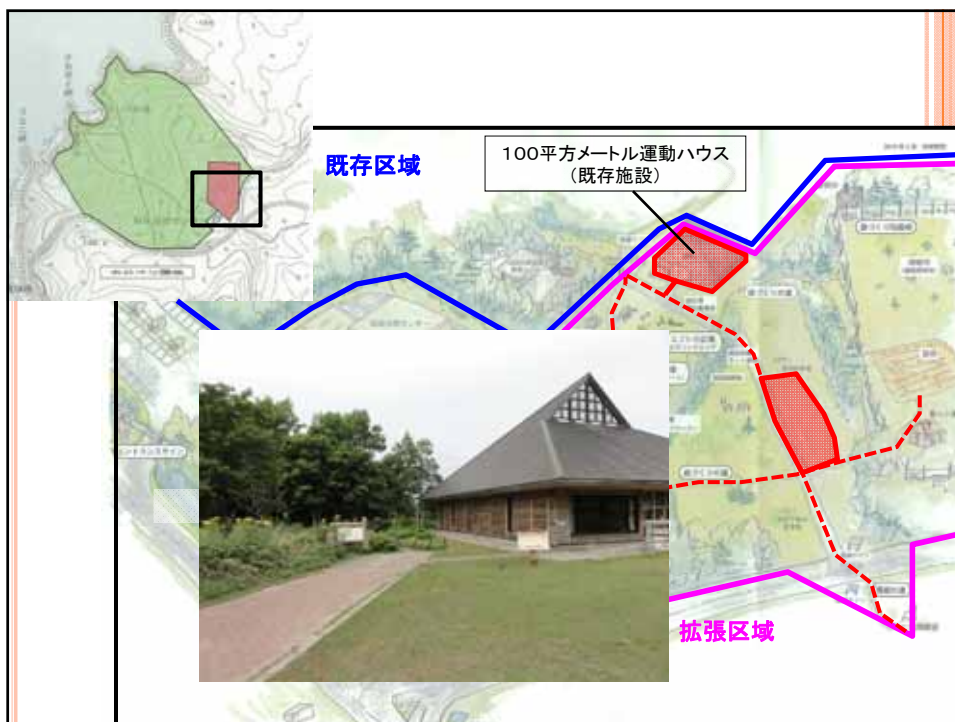
<事業執行予定者>

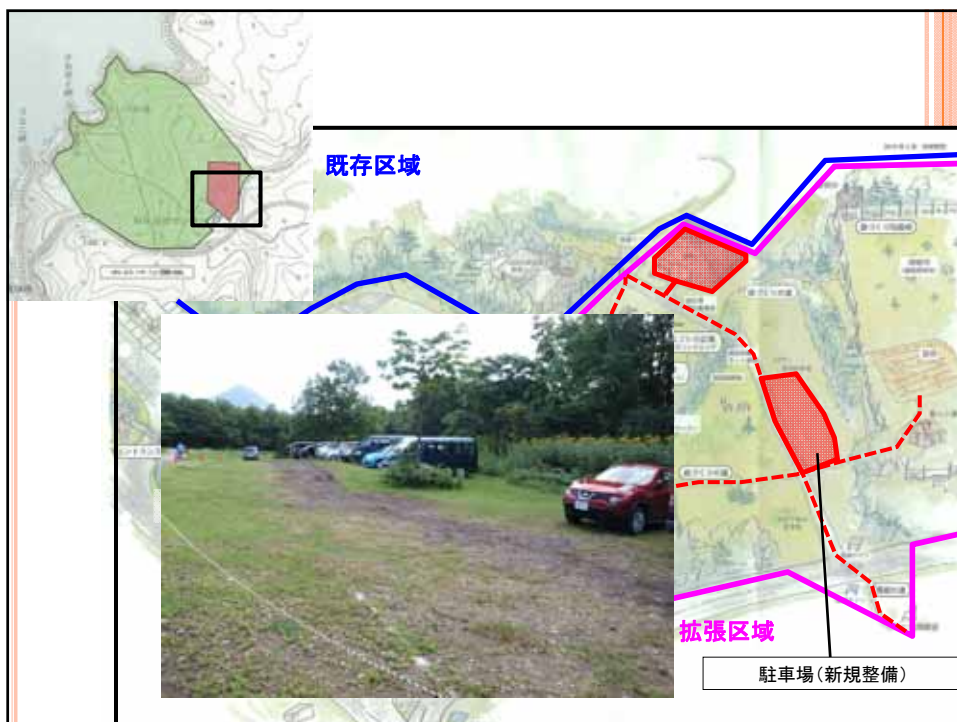
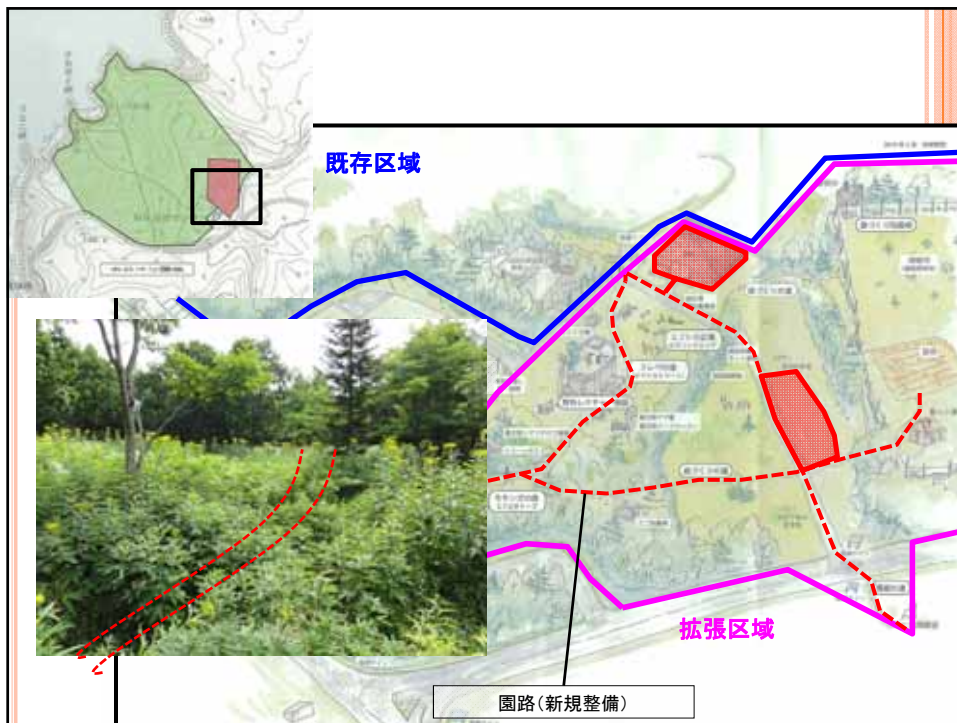
斜里町

<事業内容>

園路や駐車場の整備

既存施設(知床100平方メートル運動ハウス)の公園事業への位置づけ





糠平博物館(上士幌町執行) → 廃止の上、環境省との連携施設を整備予定



糠平駐車場(北海道執行)

寺の沢園地(北海道執行)

糠平野営場(林野庁執行)

北海道自然歩道(北海道執行)

15

糠平博物館(上士幌町執行) → 廃止の上、環境省との連携施設を整備予定



糠平野営場(林野庁執行)

北海道自然歩道(北海道執行)

16



博物館展示施設整備場所



◆背景

ぬかびら源泉郷を中心とした地域博物館
東大雪における情報発信、利用拠点が不足



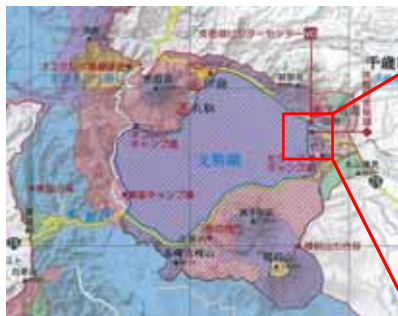
◆期待される機能

- ・ 園地、野営場、自然歩道等の**周辺施設と一体として利用される拠点施設**
- ・ NPO法人などの実施されている**自然観察ツアーや自然環境保全活動の拠点となる施設**

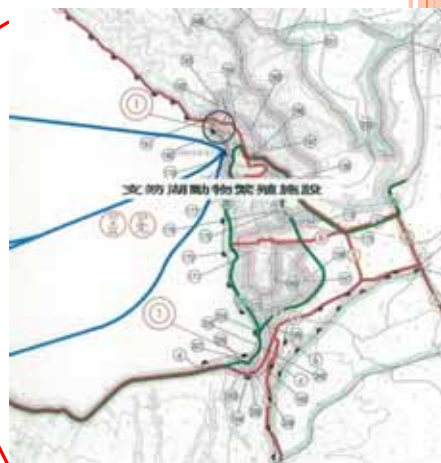
17

支笏洞爺国立公園

4. 支笏湖動物繁殖施設 変更



羅臼湖と5つの沼・湿原植生



<変更内容>

区域面積の拡張 0.5ha → 0.7ha

<事業執行予定者>

千歳市

<事業内容>

ヒメマス養魚池、ふ化場等の再整備に伴う公園事業への位置づけ

18

既存区域

屋内貯蔵所
倉庫
倉庫
ふ化場
駐車場
通路
養魚池
魚道
棧橋
防波堤

拡張区域

- 千歳市では、昭和52年からヒメマス監視施設を事業執行
- 平成10年、水産庁からヒメマスふ化場が千歳市に移行（→今回公園事業施設として位置づける。）

◆ 北海道原産のヒメマスの保護増殖に大きな役割

◆ 事業として位置づけることで、他老朽化した施設を取り壊し、**周囲の景観に配慮した再整備**を行う予定。

◆ 他区域も含め、1つの事業施設として**適正な事業執行**を指導することが可能。

19

小笠原国立公園

5. 母島北進線道路(車道) 変更

<変更内容>
有効幅員の拡張 3m → 4m

<事業執行予定者>
東京都

<事業内容>
道の一部(主にカーブ部分)の幅員拡張





- ・軽自動車同士がなんとか離合できる車幅
- ・連続したカーブが多く、見通しが悪いため事故が多い



- ・カーブや勾配がきつい区間について、一部道路の拡幅を行う。(海域からの直接眺望は一部を除きない)
- ・拡幅は谷側に盛土を行い、**必要最小限の土地の形状変更**とする。支障木はほぼ外来種のアカギやギンネム等

地域住民及び利用者の最低限の安全確保

22



- ・軽自動車同士がなんとか離合できる車幅
- ・連続したカーブが多く、見通しが悪いため事故が多い

Bブロック






- ・軽自動車同士がなんとか離合できる車幅
- ・連続したカーブが多く、見通しが悪いため事故が多い

Cブロック




現在の執行区域
仙水小屋(北杜市執行)

拡張区域
北沢駒仙小屋(南アルプス市執行)

北沢峠
北沢宿舎

- ◆ 仙水小屋とともに、北アルプスの利用上非常に重要な宿泊拠点
(本来、公園事業として位置づけられるべき)
- ◆ 既施設の老朽化のため、同規模にて建て替えを予定。
- ◆ 利用者の登山利用や安全確保のため、或いは第1種特別地域における建物として利用上、風致上において適正な執行指導が可能となる。

27

瀬戸内海国立公園

7. 鳴門宿舎 変更

<変更内容>
区域面積の拡張
0.1ha → 0.3ha

<事業執行予定者>
民間

<事業内容>
既設駐車場を公園事業として位置づけ

28

鳴門宿舎

拡張する駐車場

鳴門観光(株)

鳴門宿舎((有)水野支店)

鳴門観光(株)

(有)水野支店

鳴門宿舎(鳴門観光(株))

鳴門宿舎((有)水野支店)

- ◆ 宿舎利用者のための駐車場であることから、**宿舎との一体的な管理**が必要。
- ◆ 1つの事業施設として**適正な事業執行**を指導することが可能。

雲仙天草国立公園

8. 雲仙温泉宿舎 変更

<変更内容>
区域の変更(面積は変更なし)

<事業執行予定者>
民間

<事業内容>
○既存施設を公園事業として位置づけ

雲仙天草国立公園

8. 雲仙温泉宿舎 変更

有明海

九千部岳

1062m



地獄



雲仙温泉街



民間

＜事業内容＞

○既存施設を公園事業として位置づけ

31



◆ 元は民間事業者の保養所
(現在は使用されていない)

◆ 公園事業として位置づけることで、外観や修景などの見直しを行い、**周辺の風致に支障のない形で執行を指導予定**。今後の適正な執行指導も可能。

◆ あわせて今後、**執行見込みのない区域(雲仙浄化センター周辺)**を削除。

◆ **雲仙温泉全体の雰囲気改善と回遊・滞在型利用の促進へ寄与。**

32